

**第 4 回川薩地区法定合併協議会
会 議 録**

平成 1 5 年 8 月 2 8 日

川薩地区法定合併協議会

第4回川薩地区法定合併協議会会議録

開催年月日 平成15年8月28日(木)

開催場所 ホテル太陽パレス(川内市)

開 会 午後2時43分

閉 会 午後4時18分

出席者

川薩地区法定合併協議会会長及び委員出席者

会 長	森 卓 朗		
副会長	黒 瀬 一 郎	今別府 哲 矢	
委 員	岩 切 秀 雄	岩 下 早 人	田 中 憲 夫
	今 村 妙 子	帯 田 博 美	宮 脇 秀 隆
	田 島 春 良	中 島 増 夫	宮 元 泰 子
	福 元 忠 一	石 塚 政 揮	上 野 一 誠
	田 島 忠 志	吹 田 紘 男	森 園 正 堂
	北 迫 茂	和 田 国 昭	古 里 貞 義
	山 元 温 治	今 村 松 男	安 田 文 仁
	村 原 政 和	肥 後 耕 作	川 畑 禮 二
	平 林 徳 子	塩 田 至	平 嶺 道 夫
	鷺 山 和 平	外 園 加 一	山 下 廣 江
	藏 元 欽一郎	中 能 重 行	長 濱 秀 徳
	大 良 影 夫	西 仙 可	石 原 弘 子
	町 弘 道	中 川 三 継	西 手 正 孝
	日笠山 直 宏	宮 野 イネ子	尾 崎 嗣 徳
	塩 釜 三 郎	中 野 捷	橋 野 利 邦
	小 村 庄 昌	塩 釜 悦 子	

以上50名

顧問 馬 場 英 俊

川西薩地区法定合併協議会委員欠席者

委 員	山 本 佐 敏	田 原 八ル工	純 浦 勝 志
	宮 和 勇		

以上 4名

専門部会長	福留久根	平敏孝	岩下晃治
	村尾光政	新武博	岩下満志
	本田憲證	上戸健次	木原研一

川薩地区法定合併協議会事務局

事務局長	田中良二		
事務局次長	川野眞司		
事務局員	森園一春	村岡斎哲	橋口堅
	奥平幸己	上須田敏秋	大毛昭徳
	井手上和洋	平利朗	久米道秋
	堀切良一	田代健一	古川太司
	古川英利	江口洋	山内拓也
	堀之内孝充		

会次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

(1) 提案事項

提案第13号 財産の取扱いについて

提案第14号 事務組織及び機構の取扱いについて

提案第15号 国民健康保険事業の取扱いについて

提案第16号 介護保険事業の取扱いについて

提案第17号 児童福祉事業について

(2) 報告事項

新市名称等検討小委員会の報告について

事務の進捗状況について

9 専門部会の進捗状況について

一部事務組合について

(3) その他

次回協議会の開催等について

合併協定項目 市町村協議スケジュール(全体)

合併協定項目(46項目)の協議状況

4. 閉 会

司会者（川野眞司事務局次長）

会議に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。

お手元の資料でございますが、資料 1、協議会会次第、資料 2、協議会資料、資料 3、事務組織及び機構の取扱い、参考資料、資料 4、国民健康保険事業の取扱い、参考資料、資料 5、介護保険事業の取扱い、参考資料、以上でございます。

それでは、ただいまから第 4 回川薩地区法定合併協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、当協議会の森会長にごあいさつをお願いいたします。

森卓朗会長

皆さん、こんにちは。

本日は、第 4 回の川薩地区法定合併協議会を開催いたしましたところ、皆様方には大変ご多用中にも関わりませず、万障繰り合わせご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、本日のこの私どもの会議のために、県の川内の総務事務所の馬場所長さん、顧問としてご臨席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日もまた、大所高所から、温かいご指導、ご助言を賜りますように、お願いを申し上げる次第でございます。

ところで、本地域の市町村合併協議につきましても、新市まちづくり計画をはじめ、住民サービスに関する事項など、合併協定項目に掲げる事項の諸事務作業が円滑に進められているところでございます。これらにつきましても、関係市町村、首長さん、議長さんはもとより、議員の皆様方、そしてまた住民の皆様方、そして本日ご臨席の委員の皆様方の格段のご協力によりまして、極めて順調に作業が進められておりますことは、誠にご同慶にたえない次第であります。

特に新市まちづくり原案につきましても、先の会議におきまして、原案の、一応、素案の決定をいただきまして、8月 17 日から、祁答院町を皮切りに、今、各地域で説明会を行っているところでございます。全部で 52 の会場で説明をすることにいたしておりますが、もう半分ほど説明会を終わっているところでございます。

会場におきましても、新市まちづくりに対しましての、いろんな建設的なご提言、あるいはまた地方自治組織のあり方について、あるいは地域の振興、発展のための活性化事業等について、広範に渡りまして、それぞれご意見がたくさん出ておりますので、そのご意見を踏まえまして、最終的には新市まちづくり計画を作り上げてまいりたいと考えているところでございます。

その他、住民サービスに直接関わります事項等につきましても、逐一ご説明申し上げてきているわけでございますが、できるだけ早く調整をいたしまして、住民の皆様方に説明を、また、してまいりたいと考えているところでございます。

当然、会場に出向きましての説明は難しくなりますが、広報紙等を通じまして、いろいろ

るとご説明を申し上げ、あるいはまた、各市町村の役場を通じまして、担当者の皆様方からご説明をしていただくようにしてまいりたいと考えているところでございます。

このように、合併協議の関係も軌道に乗りつつございますが、来年 10 月 12 日を目指して、皆様方といろいろと協議を重ねまして、そしていい新市が出来上がるように、持ってまいりたいと考えているところでございます。

このためには、行政、議会、そして市民の皆さん方、また、民間の団体の皆様方と一丸となって、この作業を進めていかなければならないと考えているところでございます。

最終的には、都市基盤の整備、自然環境、あるいはまた魅力ある地域づくりのために、一つのまとめをしてまいりますことが、新市の新しいスタートに大きく関係をしてくるものであるというふうに考えているところであります。

要は、今、一生懸命、それぞれの段階で、協議をしながら、作業を進めております。これからもいろんな総論賛成、各論反対という、いろんな意見がまちまちに出てくることだろうと思いますが、お互いに譲り合いの精神の中で、いい道を求めてまいる覚悟でございますので、どうか委員の皆様方におかれましては、これまで以上に積極的にご協力をお願いを申し上げる次第でございます。

今日は、国民健康保険事業のあり方、あるいは介護保険のあり方、また、財産の取扱い等、いろいろと身近な問題等につきまして、問題提起を今日はいたすことにいたしております。お持ち帰りをいただきまして、また、それぞれの団体で、議会で、ご協議をいただき、また、しかるべき時期に、この関係の問題を持ち寄っていただきまして、決定をしてまいりたいと考えているところでございます。

どうか、今日も皆様方の積極的なご発言を期待いたしまして、実り多き会議になりますことを祈念申し上げまして、あいさつといたします。よろしくお願いいたします。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

それでは、ここで会議の成立について申し上げます。協議会規約第 10 条の規定によりまして、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないというふうに規定されております。本日の出席者数は 49 名で、半数を超えておりますので、この会議の成立を宣言いたします。

それから、協議会規約第 10 条の規定によりまして、会長は会議の議長を務めることになっておりますので、森会長に議長をよろしくお願いいたします。

森卓朗会長

では会議を進めるにあたりまして、しばらく座長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進行させていただきます。

まず会議をはじめます前に、傍聴者の皆様方をお願いを申し上げます。お手元にお配りしてございます傍聴の心得をお読みいただきまして、静かに傍聴していただきたいと存じます。

ただいまから協議に入りますが、議事録作成の点から、発言につきましては、発言の前に委員名を言ってから発言をしていただきますように、ご協力方をお願いいたします。

では早速、議事に入ります。

提案事項、提案第 13 号、財産の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

事務局長の田中でございます。

ただいまから説明に入りますが、資料のほうは、右上のほうに資料 2 と書かれました資料をお開き下さい。

まず、ただいまの会長の説明指示を受けまして、本日の会議の流れをお知らせいたします。

資料 2 の 1 ページをお開き下さい。1 ページが、会次第が記載されておりますけれども、ただいま会長の説明指示がありましたのは、3 の議事、(1) 提案事項、提案第 13 号の財産の取扱いについてでございます。

ご覧のとおり、本日は、提案持ち帰り事項が 5 件、(2) の報告事項が 4 件となっております。

それでは資料 2 の 5 ページをお開き下さい。

提案事項 5 件は、ご覧のとおり、本日、8 月 28 日付けの提案でございますけれども、約 2 ヶ月後の 10 月 24 日の第 8 回法定協で承認予定でございます。

前回の法定協でも説明、お願いいたしました。各市町村におかれましては、今後、提案事項に関する各議会等の意見を取りまとめ、併せまして学識委員、各 2 名の皆様に対しまして、提案のポイントを説明され、第 1 次協議となります 10 月 2 日の第 6 回幹事会に臨まれるように、あらためてお願いいたします。

本件につきましては、後日の幹事会でも説明、お願いする予定にしております。

それでは提案内容につきまして、企画財政部会長から、順次行います。よろしく申し上げます。

平敏孝企画財政部会長

企画財政専門部会でございます。

それでは、財産の取扱いについて、ご説明いたします。

資料 2 の 5 ページでございますが、合併協定項目第 5 号、財産の取扱いについての調整

方針案といたしまして、1市4町4村の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとして提案するものでございます。

6ページをお開き下さい。

1では、協定項目の要旨・留意点といたしまして、(1)市町村合併が行われた場合において、財産処分を必要とするときは関係市町村が協議して定めるとしており、原則的には、合併市町村が持っていた財産は、すべて合併市町村が引き継ぐこととし、公の施設についても、合併市町村の公の施設として設置することとなります。

(2)市町村の財産につきまして、公有財産、物品、債権、基金の種類と、その定義について、ご説明しております。

(3)財産は、合併時点の決算での調整になるが、財産は、基本的にはすべて新市に引き継がれるとしております。

2では、提案の理由を掲載してございます。

3で、先進事例といたしまして、5市の例を掲載しておりますが、ほとんどの調整案が、財産のすべてを新市に引き継ぐとしておりまして、今回、さいたま市の例を参考に提案しております。

7ページをお開き下さい。

4では、参考法令といたしまして、地方自治法第7条及び第237条及び238条を掲載してございます。

次に財産の内訳といたしまして、15ページをお開き下さい。15ページから23ページに掲載してございます。

15ページでは、地方債、債務負担行為、基金、有価証券、出資金、債権について、それぞれの市町村ごとに掲載してございます。また、地方債、債務負担行為、基金につきましては、平成12年国調人口をもとに、1人当たりの額も括弧書きで表示してございます。

公有財産につきましては、16ページでございますが、土地、建物、山林、物件、有価証券、債権等について掲載してございます。

17ページのほうに道路、橋梁。18ページに物品等の状況。19ページに水道事業貸借対照表について、これは1市3町が該当しております。20ページには自動車運送事業貸借対照表、これは1村が該当しております。21ページには基金残高。22ページに地方債残高の調べにつきまして。23ページには債務負担行為の状況について、掲載してございます。

元に戻りまして、8ページをお開き下さい。

字がちょっと細かくて申し訳ないんですが、事務事業一元化調整総括表につきまして、公有財産の管理に関する9市町村の事務事業内容を調整した結果、2つの調整方針が出ております。

一番上のほうですが、(1)公有財産の取得、管理及び処分の方法については、合併時に、川内市の例により調整するとしております。(2)で本庁と支所における公有財産の管理体

制については、新市に移行後も当分の間、現行のとおりとし、随時調整するとしております。

10 ページをお開き下さい。

事務事業一元化調整総括表では、各種基金の設置及び運用につきまして、9市町村の状況をもとに、新市が事務事業を継承するため、原則として全ての基金を新市に引き継ぐように努めるとして、5つの調整方針を出しております。

(1) 現行の制度をそのまま新市に引き継ぐものは、全て新市に引き継ぐものとする。(2) 同一又は類似の基金については、可能な限り合併時の統一に努める。(3) 合併時において、現行の制度を廃止する扱いとなるものは廃止する。(4) 小額基金は、事務事業を考慮のうえ、廃止に努める。(5) 定額運用基金及び貸付基金については、合併後速やかに調整するとしております。

12 ページをお開き下さい。

基金別比較表については、9市町村の基金の状況を基に、それぞれの分科会で調整したものを、さらに財政分科会で調整した結果、4つの調整方針を出しております。

1、現行のまま新市に引き継ぐものとし、必要に応じ随時見直すもの。2、新市に移行時に統合するもの。3、新市に移行後、速やかに調整するもの。4、廃止するもの。の4区分でございます。内容については、お目通しいただきたいと存じます。

なお、冒頭、事務局長が説明しましたとおり、7ページの下のほうに、今後の協議スケジュールをお示ししてございます。本日の提案を持ち帰っていただきまして、9月25日までに各市町村の回答をいただき、10月24日に本協議会でご確認いただくこととなっておりますので、よろしく願いいたしまして、説明を終わります。

森卓朗会長

ただいま提案第13号、財産の取扱いについて、企画財政部会長から説明をいたさせました。何かご意見、ご質問、ございませんか。

特別にないようでございます。お持ち帰りでございますので、また、十分それぞれの団体でご検討いただきたいと存じます。

次に提案第14号、事務組織及び機構の取扱いについてを議題といたします。総務部会長のほうから、説明をお願いします。

福留久根総務部会長

総務部専門部会の福留でございます。

提案第14号について、ご説明を申し上げます。

事務組織及び機構の取扱いについて、合併協定項目第12号についてでございますが、調整方針といたしましては、事務組織及び機構の取扱いについて。

1．本庁については、「新市の事務所の位置」により、現川内市役所とする。

2．現川内市役所を除く現在の各町村役場をそれぞれの行政区域を所管する支所とする。また、合併前に設置されている関係町の支所、出張所については、出張所とし、現行のまま存続するものでございます。

3．支所の組織については、住民のサービス低下を招かないよう配慮し、一部管理部門を除く総合的な業務を行う支所とするものでございます。

4．教育委員会等各行政委員会については、各関係法に基づき整備するものとするのであります。

5．関係市町村内におかれている附属機関については、原則として統合するものでございます。なお、独自に置かれているものにつきましては、その地域性など実態を考慮し整備することといたしております。

6．関係市町村における類似施設につきましては、市民がわかりやすく、かつ、市民の一体性の醸成と広報時等の利便性の向上を図るため、その呼称を統一するものでございます。

7．新市における事務組織・機構の整備方針については次のとおりでございます。

25 ページでございますが、新市における事務組織・機構の整備方針でございます。

1の基本方針でございますが、 につきましては、住民自治を確立し、住民福祉の向上を図る組織・機構。 におきましては、市民に分かりやすく利用しやすい組織・機構。 においては、市民の声を適正に反映することができる組織・機構等々、8つの基本方針を定めているところでございます。

後でお目通しをいただきたいとおもいますが、2におきましては、合併時の機能といたしまして、本庁は、新市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び支所の所管する区域以外の市域に関する事務及び地域振興策を所掌するものでございます。

支所につきましては、一部の管理部門を除き、所管する行政区域の事務の全般を掌る総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として、所管区域の事務及び地域振興策を所掌するものでございます。

なお、新市における地域振興策の企画立案等につきましては、新市まちづくり計画の実現につきましては、本庁、支所と一体となり、市民と協働して進めることを基本といたしているところでございます。

開けていただきまして、26 ページでございますが、事務組織及び機構の取扱いについての要旨・留意点でございます。

5つほど列記してございますが、特に でございますが、住民福祉の増進、運営の合理化、規模の適正化等に留意し、住民サービスの向上を図るとしてあります。

におきましては、本地区には、島嶼部があることを踏まえ、より機能的な組織機構を配置するとしていたしておりますが、この島嶼部という表現を使っておりますけれども、こ

れにつきましては、特に甌島があります。

大小の島がある所を島嶼という形で読んでおりますけれども、本地区には本土と島嶼部という呼び方があります。特に事業の取扱い等々につきましては、法的には離島振興法等、離島という言葉を使っているわけですが、この取扱いにつきましては、島嶼部ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

につきましては、市民に対しては、合併前後に著しい変化を与えないよう配慮する必要があるなど、協議会で整備方針等を確認しながら、整備していきたいと考えているところでございます。

なお、提案の理由でございますが、新市において、より機能的、かつ効果的な組織・機構とするため、整備方針を策定し、その趣旨に沿った内容として提案をするものでございます。

なお、3の協定等につきましては、先進事例を4例ほど、お示しをいたしておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

29ページでございますが、4の参考法令等でございます。これについては、自治法の抜粋等を掲載をいたしております。30ページまででございますが、お目通しをいただきたいと思っております。

なお、さらには31ページでございますが、これにつきましては、1市4町4村の現在の行政組織図を掲載をいたしております。35ページまで掲載をいたしておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

36ページでございますが、特に調整方針の中で、関係市町村内に置かれている附属機関などについては、原則として統合するものということで掲げているわけですが、ここに一覧表としてお出ししておりますので、後もお目通しをいただきたいと思っております。

さらには39ページをお開きいただきたいと思っております。

事務組織の中で、関係市町村内における類似施設については、市民が分かりやすく、かつ、新市の一体感の醸成と広報時等の利便性向上を図るために、その呼称を統一するというで記載をいたしているところでございますが、特には表の左から2行目ですが、新たな施設名ということで掲げてございます。

一番左のほうに1番をふってございますけれども、このところでは、現在ある施設名といたしましては、川内市役所から4町4村のそれぞれの役場があるわけですが、今後については本庁、支所という呼び方になるというご理解をいただきたいと思っております。

左のほうの4番目のところでございますが、現在の施設名として、川内市クリーンセンター等々、それぞれの清掃施設があるわけですが、今後については、クリーンセンターということで、呼称を統一するものでございます。

右のほうに行きまして、17番目のところでございますが、それぞれ市、町等に中央公民

館等々があるところがございますが、これについては、今後、生涯学習センターとしての新たな名称に統一するものでございます。

なお、19番目のところでございますが、一番下でございます。これまで地区公民館、校区公民館、自治公民館、それぞれコミュニティーセンター等々、補助金等を使った形で、名称の違う施設があるわけでございますが、今後におきましては、地区コミュニティーセンターとしての呼び名で統一したいという考え方でございます。

それから資料3を、別冊になっておりますけれども、お開きいただきたいと思います。

資料3のところ、事務組織・機構の基本方針の案でございます。

先ほど、組織・機構の方針を8つほど述べたところでございますが、基本的な考え方といたしまして、特に5行目の、組織機構は、市民に混乱のないよう段階的に再編整備を行うものとする、段階的に再編を行っていくという考え方でございます。

なお、さらには組織を構築する考え方についてでございますが、先ほど基本方針等8項目を例示したところでございますが、ここの(1)から(8)までにつきましては、これらの文章表現を整理したものでございます。具体的に記載をいたしておりますので、後もってお目通しをいただきたいと思いますところでございます。

それから3ページでございますが、これにつきましては、この圏域におきましては、105,500人という人口になるわけでございますが、一つの類似団体として、4団体をここに7ページまでに記載をいたしております。これについては、一つの組織・機構の中で、部、課、室等々、局等、ここに類似団体としてお示しをいたしておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

資料の2の30ページに返っていただきたいと思います。先ほど事務局長のほうから、今後のスケジュール等について説明がございましたけれども、この案につきましては、9月25日、各市町村からの回答を待ちまして、最終的には10月24日、協議会で確認をしていただくことといたしているところでございます。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま提案第14号、事務組織及び機構の取扱いについて説明をいたしました。何かこの件で、ご意見、ご質問ございませんか。

岩下早人委員

川内市の岩下と申しますが、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、組織・機構について、ご説明いただきましたが、特に今回の組織の中で、今、地域説明会等も大いにやられて、いろんな意見も出ておりますけれども、特に地域の皆さん

が特に興味があるのが、地域コミュニティ協議会制度、地域のコミュニティの強化という、そういったことが、非常に大きなキャッチフレーズになっているわけでありまして、ただ、そういう状況の中で、どういう機構になるのかというのが、一番心配でございます。

例えば具体的に言いますと、今の地元の役員をもってだけ組織を作るのか。もっと言えば、市の職員が何人か配置されて、地域と共にやっていくのかという意見もあります。

それともう一つは、こういう方針を示されましたけれども、できれば機構をご提示いただければ、もう少し説明会や各議会でも議論ができたのではないかと、このように思うんですけれども、そういったことについて、どういうお考えなのか、お示しをいただきたいというふうに思います。以上であります。

森卓朗会長

2点について、ただいま質問がありました。事務局のほうで、では田中局長。

田中良二事務局長

それでは、ただいま新市まちづくり計画の広聴会もしておりまして、岩下委員からございましたように、自治組織の強化ということで、地区コミュニティ制度にどの会場でも必ず質問が出てきております。

それで、この関わり方でございますが、いろいろ呼び方はあるんですが、この新市まちづくり計画のベースも、地域力ということで、地域共同体、公民会、校区活動を非常に重視しております。それで、この地区コミュニティ協議会のあり方につきましては、従来の地区活動、川内市で言いますと、校区公連会というのがございますが、ここにつきましては、従前の組織に多様なまた民間からの役員の方をお願いしたりして、組織の拡充、充実を図っていきたいという趣旨でしております。

そして、この地区コミュニティ制度のつながり的には、現在、提示されております、川内市におきましては、本庁舎ということで、コミュニティの担当課がその川内市内の地区コミュニティ協議会を直結した活動支援をするということ、それから8団体におきましては、機能として総合支所でございますので、その支所の中に地域振興担当課がおりまして、今ほど申し上げました8団体内の地区コミュニティ協議会と関わっていくということでございます。

その協議会内に職員が入るか否かという議論はしておりませんが、深い関わり方は、今後、必要だというふうに考えております。

それから機構の提示ということで、これは組織図というふうに理解いたしましたけれども、法定協のほうには、現段階、基本的な指針と、それから参考資料の中に、一部、部、課なりの素案が頭出しをしておりますが、今後の総務部会等の協議の進捗によりまして、時期を見まして、協議が整った段階で、組織図のほうの提示のほうも検討していきたいと

思っております。

このまま2ヶ月後の承認までに、この文書のままということではなくて、時期を見まして、分かりやすい組織図で、合意のいただいたところは提示しながら、皆様のほうに示して、意見をいただくこととしております。以上でございます。

岩下早人委員

ただいまの説明で、ほぼ分かりましたけれども、基本的には、こういう方針はよく分かります。基本方針はよく分かりますが、できるだけ機構図があれば、多くの方々が意見も開陳もできたのではないかというふうに思うんです。

参考資料には各市の、他の市の状況等も出ておりますけれども、どういう規模になるのかというのが、一番、やっぱり各議会でも非常に話題になっていく問題だろうというふうに思いますので、早い段階でご提示いただければ、なお議論がしやすいなど、意見を申し上げたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

森卓朗会長

事務局においても、たたき台、何か機構図があると思いますので、また、そういうものも含めて、各議会でもご審議をいただくように、調整をしてみてください。

田島春良委員

樋脇の田島でございます。

この事務組織及び機構の取扱い、この協定項目、これは川西薩のをそのまま引き継ぐと、基本的に引き継ぐということで理解しているわけですが、この中を見ます時に、川西薩の時は、本庁と総合支所というような呼び方で示されていたと思うんです。これが今回は、総合がどこか行ってしまって、支所だけということで、確かに文章の中では、この調整方針の文章の中では、総合的な業務を所掌する支所とするというふうにはなってますけれども、やはり住民にとって、これまでと変わらない総合的な業務を所掌する支所なんだということで、総合支所ということが一番理解がされやすいのではないかというふうに考えます。

それで、この総合という称を、なぜ総合支所から取った、外したのかと。これは聞くところによりますと、自治法の中で、総合のついた支所というこれは出てこない。総合という言葉は出てこないというようなことから、このようなことになったというふうにもお聞きしているわけですが、私ども議会の中で、先進地研修等も行いまして、それらの研修先で、ほとんどの研修先で、総合支所という名称を使っておりました。

そして、今ここに先進地例として示されている、28ページ、山口県周南市、これの個別整備方針の2番の中にも、やはり現組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置す

るというような、このような先進地事例も紹介されております。

それで、私どもの先進地研修の中でも、この総合支所というふうになっている、その先進地で自治法上のその問題で指導を受けたとか、そのような話は一回もお聞きしてないわけですけども、今後、やはり住民の方に、そういう親しまれる支所と、今までと変わらない業務を所掌する支所なんだというふうに理解していただくためには、前の川西薩法定協の中で使っておりました総合支所という名称のほうが、より理解されやすいのではないかというふうに思うわけですが、そのへんのところをご回答されて、再度、検討されるような余地はないものか、もうこのまま行くということなのか、お聞きしたいと思います。

福留久根総務部会長

ただいまのご質疑でございますが、本庁、支所ということで、支所のほうは総合支所のほうがいいのではないかと。また、住民の方々もそのほうが認識が一番つながりがいいのではないかというご意見でございますが、これについては、先ほど指摘になりました山口県の周南市の例によりますと、本庁と支所とし、ということの中で、総合支所を使い分けしているという部分がございます。

ご指摘になりました、川西薩地区の段階におきましては、この組織・機構につきましては、まだ論議をしていない部分だったかと思えます。正式提案もなされていない中で、基本的に話し合いの中と言いますか、その中ではやはり地域については総合支所としたほうがいいのではないかという意見の中で、総合支所というのが頭の中にあるのではないかなと思っているところでございますが、これについては、先ほども田島委員さんがおっしゃったように、自治法上のことからいきますと、本庁、支所という取扱いのほうがベターでありますし、さらには今回、このような形で、支所の取扱いについては、総合支所を前提とした事務を所掌しながら、支所とするということの使い分けをいたしているところでございます。

現在まで、総合支所のはりつけという中では、しておりませんが、住民にそれなりの住民サービスが総合的に図れるような形の中で、現在段階におきましては、支所として取り扱っているところでございます。

なお、事務所の位置、基本項目の中で、本庁、支所という取扱いをいたしておりますので、それに基づいた形での方針を出しているところでございます。以上です。

森卓朗会長

よろしゅうございますか。

田島春良委員

持ち帰りですので、また、これは持ち帰って。

森卓朗会長

先ほど岩下委員のほうからも、組織図の案ができておれば、まだいいんだけどもというご意見もありましたので、まだここは現在の市、町、村の組織図はここに、31ページから出ておりますけれども、まだ案なるものを作ってありませんから。ただ、おっしゃるとおり、総合的な業務をする支所を置くんだという、基本的な方針をここに書いてありますから、今後、ご意見を踏まえて、組織図の中、どういうふうに表現をしていくか、これは検討の余地があると思いますので、ご了解いただきたいと思います。

他にございませんか。

田中良二事務局長

一つだけ補足的に説明しておきますが、この事務組織・機構の議案の性格なんですが、合併しました先進地を見ますと、この協定項目につきましては、法定協承認後、あるいは合併議決後も案というのがつくという性格の特殊な議案のようでございます。これは研修成果でございまして、聞いてみますと、理由的には、組織図のご要望もございまして、検討いたしますけれども、具体的な定数、それから人事まで、新市直前まで出てきますので、この協定項目はずっと参考にしていくんですが、極端に申し上げますと、新市発足の直前まで、この協定案につきましては、事務組織及び機構の取扱いの案ということは、柔らかい性格が最後までつくということの説明をしておきます。よろしくをお願いします。

森卓朗会長

お聞きのとおりであります。

他にございませんか。

では、お持ち帰りでございますので、今、いろいろ出ましたご意見等、また、皆さん方もお考えであろうと思いますので、お持ち帰りいただきまして、議論をしていただきまして、また、持ち寄っていただきたいと存じます。

引き続きまして提案第15号、国民健康保険事業の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

福留久根総務部会長

総務部会でございます。

提案第15号、国民健康保険事業の取扱いについて、合併協定項目19号についてでございますが、調整方針案の中で、総務部会におきましては、国民健康保険税の取扱いのみ調整をいたしておりますので、提案させていただきたいと思います。1番目だけでございます。

1、国民健康保険税の取扱いについて、合併年度は1市4町4村の例により、その取扱

いを承継し、合併翌年度から新市の取扱いによるものとする。関係市町村で、差異のあるもの等につきましては、次のとおり取り扱うものとしております。

(1) 賦課方式、税率については、新市において国民健康保険事業の円滑な運営が図れるよう医療費の動向を見ながら合併までに調整するものでございます。

(2) 賦課限度額、軽減割合、納税義務の発生・消滅に伴う賦課については、関係市町村全て同じであるため、現行のとおり新市に引き継ぐものでございます。

(3) 賦課期日、納期、減免については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整するものでございます。

(4) 納付書の発送方法については、郵送を基本にして合併までに総合的に調整するものでございます。

42 ページをお開きいただきたいと思います。

保険税のみの取扱いの要旨・留意点でございますが、特には の各市町村で、保険税率や賦課の徴収に差異がございます。これにつきましては、今後、取扱いについては、統一するように検討していきたいと考えているところでございます。

なお、提案理由でございますが、新市における一体性の確保、負担の公平性、財源確保の視点で調整を行うものでございます。

なお、先進事例におきましては、5 例ほど掲げてございますので、お目通しをいただきたいと思います。

なお、44 ページでございますが、保険税の関係の参考例でございますけれども、ここに掲げてございますので、お目通しをいただきたいと思います。

45 ページでございますが、調整方針案の中で、特に賦課方式、税率等については、それぞれ一元化調整総括表に、それぞれ記載をいたしているところでございますが、特には、現在、賦課方式については4方式を用いているところでございます。これ等については、今後、3方式等の協議もなされるかと思いますが、横並びの状況では、現在のところ4方式で行われているところでございます。

開けていただきまして、47 ページでございますが、納期限の関係でございます。納期限につきましては、それぞれ4期から12期までの納付の方法で徴収をいたしております。この関係につきましては、48 ページの調整方針案でございますけれども、合併時に川内市の例により調整する。ただし、各納期限は月末とする方向で調整する。7月、8月、10月、11月、1月、2月ということで、今後については、川内市のほうにつきましては6期でございますので、それぞれ4期、12期という形になっておりますけれども、今後については6期でお願いしていくという考え方のもとに調整方針案を出しているところでございます。

それから納付書の発送方法等でございますが、特にこの国民健康保険料等のものにつきましては、やはり個人のプライバシーということがございますので、48 ページの一番下のほうですが、納付書の発送法の調整方針案といたしましては、今後、郵送を基本に調整す

るということで、調整方針案を定めているところでございます。

それから資料の4をお開きいただきたいと思います、別冊でございます。

総務部会の税務分科会でございますが、これにつきましては、国民健康保険税の先進地調整事例をここに出してございます。それぞれ左のほうを見ていきますと、先進地事例として付記してございますが、特には中段ほどの郡上郡でございますが、これにつきましては、右のほうの調整方針案の中では、国民健康保険税につきましては、特に不均一課税ということで、ここだけが特例法に基づく5年間を目途にした不均一課税をしているようでございます。他につきましては、均一課税ということで、それぞれ調整方針案が定められているところでございます。

資料2の44ページに返っていただきたいと思います、この関係の5の今後の協議スケジュールでございますが、9月25日まで各市町村の関係で問題がある分についてはご回答いただき、最終的には10月24日、協議会で承認を得ることといたしております。

以上で国民健康保険税の取扱いについての説明を終わります。

岩下晃治住民健康福祉部会長

住民健康福祉部会でございます。住民健康福祉部会に関係のありますところについて、ご説明をいたしたいと思います。40ページにお返り下さい。

40ページの区別調整方針案でございますが、この2番からが住民健康福祉部会の関係でございます。

2、保険給付関係事業で、関係市町村で差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものでございます。

(1) 国保財政調整基金は、市町村によって基金残高にかなりの差があるため、適切な額を持ち寄るなどの調整をする。また、基金については、合併時に、新たな制度を制定する。

(2) 国民健康保険運営協議会の委員の定数及び報酬については、合併までに調整する。

(3) 高額医療費貸付事業は、支払い基準を統一し、川内市の例により調整する。

(4) 各種検診補助は、市町村によって差異があるため、新市において速やかに調整する。

(5) 出産・葬祭に関する給付は、甕島4村との差異があり、合併時に川内市の例により調整するとした調整方針案としたものでございます。

開けていただきまして、42ページでございますが、住民健康福祉部会に関係のある分については、
、
に、それぞれ要旨・留意点を記載してございますので、お目通しをいただきたいと思います。

49ページをお開き下さい。

49ページから50ページにかけまして、事務事業の一元化調整総括表に、調整方針案及

び各市町村での取り組み状況並びに一番右端のほうに、具体的な方針案について記載してございますので、お目通しをいただきたいと思うわけですが、49ページの一番上でございます。

国保財政調整基金の具体的な調整方針でございますが、先ほど説明しましたとおり、各市町村の基金残高にかなりの開きがあるため、合併前の基金でございますが、これは平成16年9月補整後の基金の保有額を持ち寄ることにしております。なお、保有額の算出額の過不足額については、他の基金の持ち寄り額により調整するということの具体的な調整方針案を定めたところでございます。

続きまして、別冊の資料4としまして、国民健康保険事業の給付関係を2ページから5ページにかけまして、国保及び一般の各市町村での現況を記載してありますので、お目通しをいただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ただいま提案第15号、国民健康保険事業の取扱いについて、保険税の関係と住民保健福祉関係の給付の関係からの各部会長から説明がありました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

町弘道委員

下甌村の町と申します。

合併に際しましては、サービスは高く、負担は軽くということが基本になっているわけですが、もちろん負担の公平性というのは大事なことでございます。

しかしながら、甌島の3村におきましては、これは原案によりますと、負担が加重になるということでございます。

もちろん、この保険税につきましては、市町村長の方針もありまして、医療費が高くなるような施策を講じまして、運営がなされているわけですが、このままの状況で行きますと、相当大幅な負担の増になるようでございます。

例えば、所得131万世帯で26,000円、173万世帯で38,000円、204万5千円世帯で45,000円と、大幅な増税になりますので、これを住民に説明することは、とても不可能でございます。

また、先般の広聴会におきましても、この負担の問題は、具体的な数字は出ておりませんが、加重に重くなることはないだろうと念を押されておりますが、これにつきましては、やはり合併の特例法も3年間の調整が法律で認められていることでございますので、急激な負担増ということは取らないように、調整をお願いしたいというふうに考えております。以上です。

森卓朗会長

先ほどの表の説明等でありますとおり、当初、地域の保険税は3万円台、そうすると川内、東郷とか入来は6万円台ということで、倍に保険税がなっているようではありますが、一気にそういうことにならないように十分配慮せよというご意見であります。

福留久根総務部会長

ただいまのご質疑でございますが、40ページの(1)のところの賦課方式、税率等に関係するかと思います。これにつきましては、今、下甌のほうから話がございましたように、賦課方式につきましても、3方式、4方式、さらには合併特例法による5年間の不均一課税等々があるわけでございます。この関係については、分科会でも論議され、また、専門部会でもこの関係については、さらに検討していくことといたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

森卓朗会長

よろしゅうございますか。

町弘道委員

よろしくおねがいします。現在、基金がございまして、基金があるのに増税する必要はないというような諮問機関の意見でもございますので、そうなっておりますが、もちろん負担の公平ということで、努力はしますが、急激な増加は住民に失礼ということで、よろしく願いいたします。

森卓朗会長

事務局のほうでもよく検討していただいて、加重的な負担にならないようにというご意見でありますので、調整方お願いします。

他にございませんか。

では提案第15号につきましては、ご意見を承ることにいたしまして、続きまして提案第16号に入りたいと存じます。

介護保険事業の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

岩下晃治住民健康福祉部会長

資料2の51ページをお開き下さい。

合併協定項目20号「介護保険事業の取扱い」について、次のとおり提案するものでございます。

1、介護保険料は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、第3次事業計画が平成

18年度からはじまりますので、18年度から統一調整するという事にいたしました。

2、介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助の内、ホームヘルプサービスで単独事業は新市に移行後、速やかに調整を図るといたしました。

3、介護保険高額貸付事業は、基金額や要件に差異があり、合併時に、川内市の例に調整するといたしました。

4、介護保険事業計画の策定・見直し関係事務は、合併時に、新たな制度等を制定いたします。

5、介護保険財政調整安定化基金については、基金の借入額や償還年限が異なっているが、現行のまま新市に引き継ぐことにいたしました。

6、介護保険基金関係事務は、現行のまま新市に引き継ぐとした調整方針案といたしたところでございます。

52ページをお開き下さい。

協定項目の要旨・留意点といたしましては、 から の4項目について記載してございますので、後もってお目通しをいただきたいと思っております。

提案理由といたしましては、新市における一体性の確保、負担の公平性、財源確保等の視点で調整を行い、統一を図るという形で提案をいたしているところでございます。

続きまして、52ページから53ページにかけて、4地域の先進例を記載してございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

また、4としまして、参考法令等につきましても記載してございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

5の今後の協議スケジュールでございまして、それぞれ持ち帰っていただきまして、9月25日までに各市町村の協議回答をお願いしたいと思います。そして10月24日の協議会で承認確認されることになろうと考えております。

54ページから55ページにかけて、事務事業の一元化調整総括表に、調整方針案及び各市町村での取り組み状況並びにこの一番右端のほうに、具体的調整方針を記載してございますので、後もってお目通しをしていただきたいわけですが、実は54ページの一番上のほうに、それぞれ介護保険料を、第2期分の介護保険料を、一応、記載してございます。

これは3段階の標準でございまして、一番安いのが下甕村の2,500円から、一番高い川内市の4,500円になっているわけですが、これにつきましては、平成18年度からの第3期で調整を図るという形で説明したところでございます。

別冊の資料5といたしまして、介護保険事業のそれぞれの資料を提出してございますので、今現在、各市町村で取り扱っている現況等について、それぞれ記載してございますので、お目通しをしていただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

提案第 16 号、介護保険事業の取扱いについて、事務局のほうから説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご意見を出していただきたいと存じます。何かございませんか。

特別にないということですが、お持ち帰りでございますので、どうぞひとつまた後ほどお目通しをいただきまして、それぞれの団体の議会等でご審議をいただきたいと存じます。

では提案第 17 号、児童福祉事業についてを今度は議題といたします。事務局の説明をお願いします。

岩下晃治住民健康福祉部会長

それでは資料 2 の 56 ページをお開き下さい。

合併協定項目 23 - 12 号「児童福祉事業」については、次のとおり提案するものでございます。それぞれ個別調整案について、説明をいたします。

- 1、出生祝金は、全市での実施は財政的に厳しいため、廃止の方向で調整する。
- 2、公立保育所・保育園運営事業は、地域によって保育園に偏りがあり、合併時に、新しい制度等を制定する。
- 3、児童館は、合併時に、新たな制度等を制定する。
- 4、放課後児童クラブは、市町によって補助金の上乗せや委託に差異があり、早急な調整は困難であるため、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 5、保育協議会補助は、補助金の規定根拠を明確にするために、新市に移行後、速やかに調整する。
- 6、保育園入・退所事務は、保育料の基準が異なっており、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 7、乳幼児健康支援一時預かり事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 8、児童虐待防止協議会運営事務は、1 市のみの実施であるが、これは川内市だけでございますが、関係機関の見直しが必要であり、新市に移行後、速やかに調整する。
- 9、チャイルドシート一部助成等事業は、貸与・一部助成など実施の方法が異なっており、合併時に、新たに制度等を制定する。
- 10、遺児及び父子手当給付事業は、補助金・対象者の基準が異なるため、合併時に新たな制度等を制定する。
- 11、育児手当は、児童手当と類似しているため、合併時に、新たに制度等を制定する。
- 12、認可外保育施設運営補助金は、合併時に、川内市の例により調整する。
- 13、乳幼児医療費助成金は、合併時に、新たな制度等を制定する調整方針案としたところでございます。

57 ページには、協定項目の要旨・留意点としまして、 児童福祉や保育、子育て支援に関する事業・制度について検討をいたしました。 としまして、保育料は、国の徴収基準に合わせて、調整・統一することが一般的であるが、著しい差異があるため、調整基準を設け、激変緩和を行うというのが留意点でございます。

なお、提案理由といたしましては、事務事業の調整の基本的視点及び方針に沿った内容で提案したところでございます。

57 ページから 58 ページにかけまして、4 地域の先進事例を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

なお、4 としまして、参考法令等も記載してございます。

なお、59 ページには、今後のスケジュールといたしまして、先ほども説明申し上げましたとおり、9 月 25 日までに持ち帰って協議をいただきまして回答をお願いし、10 月 24 日の協議会で確認をしていただくことになっております。

60 ページから 63 ページにかけまして、事務事業の一元化調整総括表に、それぞれの調整方針案及び市町村の現在の取り組み状況並びに一番右端のほうに具体的な調整方針案を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

なおまた、64 ページから 65 ページにかけまして、参考資料といたしまして、国の保育料徴収基準及び各市町村での保育料等の資料を提出してありますので、お目通しをいただきたいわけですが、実はこの 64 ページをちょっとお開き下さい。

64 ページの 3 歳未満児の保育料を記載してございますが、一番多いのが左端にあります 3 番目の C 階層が、今、一番保育園の中では保育料が高いわけですが、どの市町にとりましても、国の基準が 19,500 円でございますが、これは全部、減免措置で下回っているわけですが、実は川内市の C 階層は 17,500 円、一番安い入来町では 7,000 円ということで、これを合併時に統一するというのは、やっぱりちょっと無理があるのではないだろうかという形で、それぞれ現行のとおりとして、随時調整するというような調整案を示したところでございますので、よろしくお願いをいたします。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ただいま提案第 17 号、児童福祉事業について、説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

上野一誠委員

入来の上野です。

私は本日の提案に全て関連がありますから、一番最後にちょっと、これは要望も含めて、また、事務局のお考えを確認したいと思うんですが。

実は調整の具体的方針ということでありまして、先ほど町村長のほうから、いろ

いる負担割合の問題もご心配されましたけれども、合併前に調整できるもの、あるいは合併後において調整するもの、そしていろいろと現行のままで当分の間とか、あるいは速やかに調整するものとか、いろいろその選択を、このことについてはどういうふうに決めていこうかということが、専門部会あたりでは非常にご苦労が多いのではないかというふうに思うんですね。

ですから、調整ができるものについてはできるでしょうけれども、いろいろ自治体の格差があれば、これはちょっと現行のまま当分の間という、いろんなそういうのになると思うんですが、言わば住民から見て、新市になった時に、どんなふうにそういう具体的なものがなっていくのかということが、負担も含めてですが、いろいろご心配があると思うんです。

ですから、できるだけ合併前に調整ができるものが多ければ多いほど、住民は新市のまちを描くと言いますか、そういうことが理解ができるのではないかなと思うんです。

そこで、いろいろ手数料の問題とか、いろいろご提案された議論を、今、我々もしているんですけれども、その中でなかなか案件が先送りになっていくことも結構あるなということに、だいたい気がつくわけでありませう。

したがって、できるだけ専門部会、分科会、幹事会を我々は尊重して議論をしなければいけない、あるいは持ち帰ってそのことを協議をしなければいけないわけですが、来年の1月、2月に住民説明会を行う、その中で、よりやはり住民の皆さん方に具体的な方向性を分かってもらうためには、できるだけ合併前に決めるものを決めておいたほうが良いというふうに思うんですけれども、何せ合併の目的を来年の10月12日としているものですから、そこに一生懸命に事務局で事務レベルでご苦労があるのではないかなというふうに思うんですけれども、そういう意味では、希望としては合併前の協議をできるだけ多く作ってもらいたいと。結論は多く作ってもらいたいということが、一つの要望でもありますし、事務事業等、そういう意味では、事務局としてそういう形の努力をお願いしたいなという要望でもありますけれども、作業を進めるにあたって、そのような思いが、どのように、今、お考えなのか、調整案についても、ほとんど入り口だけですね、そういうことしか決められない部分というのはいっぱいあると。いろいろまた財政部会等もお互い部会同士で協議をしないといけないこともいっぱい残っているなというふうに思うんですが、そのことを少しお考えを聞きたいなと思います。

森卓朗会長

今、上野委員のほうから、的確なご質問をいただきました。私もおあいさつの中で申し上げましたとおり、合併総論賛成、各論はいろいろと出てくると、調整が厳しいということをお知らせしたわけでありませうが、事務局としても大変苦慮してあります。できましたならば、できるだけ合併前に、新市のスタイルとしても、統一できるものは統一して、そし

てスタートしたいと考えているのですが、やはり住民の負担の問題等になりますと言うと、一気に調整ができないという部分もあります。

特にこの税、福祉の問題につきましては、調整が非常に厳しいということが、また、皆様方も、先ほどからの説明でお分かりだろうと思います。

事務局として方針を一応どうするか、ちょっと見解を述べて下さい。

田中良二事務局長

ただいまのご質問、要望につきましては、基本的には7月10日にご承認いただきました一元化の調整方針に従って作業しているわけでございます。あらためて見て見ますと、多くの事務をやって分かることなんです、分類といたしましては、現行どおり、一元化、廃止ということがございますが、その中で合併時までに調整するとか、合併後調整する、各々機械的な分類の仕方では、そのようなことをご承認いただいております。

それと我々のほうもこの分類につきましては、先進例に倣って調整方針を作り、それから、今、上野委員からもございましたように、本地区につきましては、9市町村という大所帯、多くの団体でございまして、その差も非常に多く、9専門部会、45分科会も中身的には非常に難渋しております。

それで現実的なこの取扱いにつきましては、各分科会、専門部会の協議合意に委ねまして、この法定協の提案の結果は、そのような協議の経過でございます。

それから例えば合併時までに調整するという調整指針を出しましたら、非常に分かりづらいつらいというのはもうそのとおりでございますが、その間、何もせずに先送りして、一切の数字等を見せない、見えないということではなくて、現在、事務局と各専門部会長が協議しておりますのは、合併協定項目の住民説明会が来年1、2月でございますので、本年12月までには一切のことについて、各部会、分科会において、指針というのは取りまとめおくということでございます。具体的なところまで踏み込んで、12月時点で決定ではないんですけども、この方向で合併時までに調整していくということで、具体的な掘り下げもやっていくように検討しております。

それで先ほどの組織のところでも申し上げましたが、そのような考え方であります。

それからあと法定協との関わりなんですけれども、基本的には提案したことの承認をいただくわけなんです、先ほどの組織と同じで、その後の部会、分科会で掘り下げた組織図、あるいは取扱いの数字に関わるものが集約できましたならば、法定協のほうには逐次報告をし、判断を仰ぎたいと思っております。併せまして、住民の皆様の方にも、法定協に提出しました追加資料、追加の数字につきましては、協議会だより等を通じまして広報していきたいと考えております。

現時点では以上でございます。

森卓朗会長

上野委員、よろしゅうございますか。

上野一誠委員

はい結構です。

森卓朗会長

おっしゃるとおり、これはもう9つの団体が、それぞれ千差万別で、いろいろな事務事業をやっておりますので、これを一元化するとなかなか難しい問題もありますし、篠山町でしたか、1回合併の先進事例の講演会を聞いたことがありますけれども、その講演の中でも、どうしてもできなかったものは、新市がスタートしてから、新しい議会の中で調整をしていったというお話をされたことも思い出されるわけですが、できるだけそういう部分が、できるだけ少なくすむようにとは考えているんですけれども、現実にはそうはいかない部分もあるということですから、調整方針は、前に示してありましてとおりでございますので、十分またそこらあたりは、これからもまたお持ち帰り議論をいただくわけでございますが、幹事会もございまして、できるだけ調整をして、住民の皆さん方が安心して新市に移行できるようなスタイルに、できるだけ持ってまいりたいと、このように考えておりますので、委員の皆様方におかれましてはひとつ、それぞれ各論になりますという、身近な問題でございますので、どうかひとつ関心を持ってお取り組み、協議をしていただきますようお願い申し上げます。

以上で提案の事項につきましては、協議が終わったところでございます。最後に上野委員のほうから、総括でいろいろご質疑いただきましたことは、大変ありがとうございました。

では次に報告事項に入りたいと存じます。報告事項が4つございます。

まず1番目、新市名称等検討小委員会の報告についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

川野眞司事務局次長

資料は66ページ、67ページでございます。

去る平成15年8月12日に開催されました新市名称等検討小委員会での審議内容について、ご報告いたします。

67ページにございます企画財政専門部会の事務局案につきまして、各市町村からいただきましたご意見、66ページのほうに記載してございますが、この内容につきまして説明をいたしております。

説明に対しますご意見は特にございませんでしたが、その4番にございますように、

町名・字名の取扱いについて、各市町村それぞれの意見で決めるのか、それか選択パターンを統一するのかというご質問をいただきまして、今後、専門部会で回答するというような回答をいたしております。以上でございます。

森卓朗会長

報告事項の1番目、新市名称等検討小委員会の報告について、ただいま報告をいたしました。この件について何かご意見、ご質問ございませんか。

特別にご意見も出ないようでございますが、では次の2番目に入ります。

事務の進捗状況についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森園一春総務広報班長

68ページでございます。ここから各班で説明させていただきます。まず総務広報班でございます。

協議会だよりでございます。8月29日、明日ですけれども、第2号を発送予定しております。中身につきましては、第2回、第3回の協議会分でございます。持ち帰り議案となりました、A群、B群の分を掲載してございます。第3号は9月末発送予定でございます。

ホームページにつきましては、現在、2,161件のアクセス数がございます。

議事録作成につきましては、第2回議事録を8月12日、調製、発送しております。第3回議事録につきましては、8月下旬発送予定でございます。以上でございます。

古川英利計画班長

計画班でございます。

計画班では、まちづくり広聴会を開催しているところでございますが、資料には8月25日現在が載っておりますが、本日現在、会場ベースで46%の進捗で、24会場、1,308名の参加をいただいているところでございます。今後は残り28会場で広聴会を行いながら、9月の1日と9日に、まちづくりの提言をいただきました、まちづくりフォーラムの方々との原案に対する意見交換などを行いたいと考えております。

奥平幸己調整班長

続きまして調整班でございます。一番下の四角の中でございます。

事務事業の一元化関係につきまして、8月1日から15日までの状況を記載してございます。専門部会で延べ4回、分科会で延べ23回、それから横断的な調整をするための調整会議ということで、事務組織、地区コミュニティ、地域情報化の調整会議等をしておりますが、その開催状況を書いてございます。

また、これらの他に、任意の会議ですけれども、議会議長会、農業委員会局長会議、また、農業委員会会長会議、ここに記載してございます他に、消防団長会議、教育長会議等々も開催をしております。

次回、提案項目としましては、9月11日になりますが、D群ということで、書いてございます5つの協定項目についての提案をさせていただき予定でございます。

今後の作業につきましては、お目通しをいただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

以上で、一応、事務事業の進捗状況について、説明をいたしたところでございますが、この項目について、何かご意見ございませんか。

特別にないということでございます。

では次の3番目、9専門部会の進捗状況についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

奥平幸己調整班長

調整班でございます。69ページをお開き下さい。

9つの専門部会の進捗状況ということで、記載してございます。

全体的には、今、協定項目として提案しております議案等の調整の協議を全部会で進めております。

また、全ての事務事業等に例規がかかってきます関係で、例規の一覧表等の確認、調整のほうに入ってっております。

また、先ほどのご質問もありましたけれども、これまでの調整方針に従った内容で、事務事業の内部調整を具体的にを行う作業等に入っております。

代表的に特徴的なものを申しますと、総務部会では、事務組織機構の調整会議を開催しながら、新市の組織機構についての協議を行い、また、例規の一元化作業にも入っております。

企画財政部会におきましては、今後になりますが、地区コミュニティ調整会議を開催しながら、コミュニティ協議会制度とコミュニティの施策等についての検討を進めていくこととしております。

産業経済部会におきましては、農業委員の定数及び任期につきまして、農業委員会の局長及び会長局長会議等を開催しながら進めております。

また、下から3段目、教育部会におきましては、8月26日に第1回の教育長合併事務報告会議ということで、教育長さん方への会議をしております。

また、電算情報部会につきましては、地域情報化の調整会議及び作業部会を開催し、住

民アンケートなど、地域情報化計画策定作業の今後の進め方についての協議をしております。また、専門部会、分科会におきましては、システム統合作業に重点を置き、各分科会での詳細協議に携わると共に、調整会議では計画策定作業を進めていくこととしております。

また、議会・監査部会では、本日も開催されましたが、議長会議等を開催しながら、議会議員の定数及び任期の取扱い等について、協議を進めていくこととなっております。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ただいま9専門部会の事務の進捗状況について、報告をいたしました。何かこの関係について、ご意見、ご質問ございませんか。

特別にご意見もないようでございます。報告事項につきましては、以上で終わらせていただきます。

次に4番目、一部事務組合についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、の一部事務組合について、ご報告いたします。

資料は70ページからでございますが、71ページが川薩地区法定協の協議経過でございます。前回、8月12日、第3回法定協以降の経過について、71ページの下から2段目でございますが、8月18日には、ごみ処理に関わります関係課所長の会議を行いました。ごみ処理業務の現状把握と課題・問題点の把握を掘り下げて協議しております。

それから8月19日には、県庁に赴きまして、県の脇田副知事、境総務部長さん方と協議いたしました。岩切幹事長、局長、川野次長が訪問いたしました。

中身につきましては、右の確認事項等がございますが、一部事務組合の枠組みについては、地域の協議課題でございますけれども、再編に伴う起債償還・財産処分等に係る法的な課題の整理につきまして、全县統一的な調整を県にお願いしたところでございます。

特に書いてはございませんけれども、起債償還・財産処分等の問題が、川薩地区のほうが他の法定協よりいち早く頭出しをし、協議されはじめましたので、あらためて県の全県的な指導調整をお願いしたいと考えております。

最後に口頭報告を申し上げます。

昨日、8月27日に薩摩東部地区法定協議会事務局、和気局長と溝口次長が来庁されましたので、一部事務組合の取扱いについて、課題の整理を行いました。

その中で、特に薩摩郡東部衛生処理組合につきまして和気局長から、9月上旬に一部事務組合を構成する5町の助役・主幹課長会議を開催したとの発言がありました。我々の川薩法定協事務局といたしましては、その5町の会議と合わせまして、今後、川薩法定協と

薩摩東部の法定協、両法定協の幹事長会議等の開催につきまして、再度の提案をしたところでございます。

一部事務組合につきましては、薩摩東部地区法定協事務局とは連動したスケジュールでございますので、引き続き協議を進めてまいります。以上で報告といたします。

森卓朗会長

一部事務組合につきましての現在の取り組み状況について、報告をいたしました。何かご意見ございませんか。

特別にないようでございますが、今日、この第4回の法定協が開かれる前に、1時間かけまして首長調整会議を開きまして、一部事務組合の取扱いについても、それぞれ首長さん方のご意見を出していただいたところでございます。それぞれの合併をしようとしている市町村の住民の皆さん方の暮らしに悪い影響が出ないように、消防あるいはごみ、し尿処理等の処理の問題については、真剣に取り組んでいるところでございますので、委員の皆様方にもご報告を申し上げておきたいと存じます。

特別に一部事務組合について、ご意見もないようでございますので、報告事項はこれで終わらせていただきます。

次にその他でございますが、委員の皆様方から何かございませんか。

なければ事務局のほうから何かないですか。

川野眞司事務局次長

事務局です。

資料が72ページになります。次回協議会の開催等についてということでございます。

今回は9月11日、川内市におきまして開催予定でございます。

協議内容につきましては、合併協定項目のD群ということになります。

続きまして73ページでございますが、本日、提案いたしましたC群でございます。ちょっと番号が小さいですけれども、真ん中ほどの13番から17番になりますけれども、このC群につきましては、9月25日までに事務局のほうに各市町村からのご意見をいただければというふうに考えております。

それから学識経験者委員の皆様方におかれましては、ご意見を各市町村のほうへお出しただければというふうに考えておりますので、合わせてよろしくお願いいたします。

それから資料が74ページでございます。

合併協定項目46項目ごとの協議状況の一覧表でございます。今回から新たに加えております。合併協定項目ごとに、提案時期、確認時期、協議状況が分かるようにしてございます。この表につきましては、協議会だよりのほうにも掲載することを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

それとすいません、もう一つございました。75 ページでございます。

今後の協議スケジュールでございますが、今、ここに書いてあります日程が正でございますが、1点だけ協議日程が変更されているのがございます。10月7日のところでございます。

10月7日、第7回協議会ですが、樋脇町で開催予定ということで、日程が7日に変更になっておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

森卓朗会長

次回協議会の開催等につきまして、あるいはまた、合併協定項目、市町村協議スケジュールについて、ご説明を申し上げました。合わせて合併協定項目の協議状況についても、ご説明をいたしたところでございます。何か皆様方からご意見ございませんか。

特別にないようでございます。あと事務局はないですね。

長時間に渡りまして、慎重審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

会議が進むに連れまして、大変、生活に密着した、難しい案件がどんどん出てまいります。いろいろとこれからお持ち帰りをいただきまして、それぞれの議会、あるいはまた学識経験者の皆様方との協議、そしてまた助役を中心とする幹事会等を経まして、また成案を経て協議のほうに持ち込んでまいりたいと考えているところでございます。どうかひとつよろしくお願申し上げます。

8月25日から新市名称の公募につきましても始まりまして、1ヶ月間の予定でございますので、どうか住民の皆様方に、新市名称のいいアイデアを出していただきますように、それぞれの市町村の住民の皆さん方にご方正を賜れば、大変ありがたいと思う次第でございます。

以上で協議事項、全て議了いたしました。長時間、本当にご苦労さまでございました。これで座長の役目を一応、終わらせていただきます。

司会者（川野眞司事務局次長）

では以上を持ちまして、第4回川薩地区法定合併協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

会議録署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

川薩地区法定合併協議会会長